



# 静脩

1981年6月

The Kyoto University Library Bulletin

号 外

## 京都大学附属図書館の新営について

附属図書館長 林 良 平

本学附属図書館は、創設以来八十余年を数えるに至りましたが、この間、本学における教育、研究活動の基本的施設として、極めて重要な役割を果たしてまいりました。わけても、大学教育における学生の自発的学修の意義が強調されていることから、学生による図書館資料への接近、利用を促し、それが最大限に活用されるよう努めてまいりました。このような附属図書館の機能は今後とも益々発展させなければならないものと存じます。

また、近年における学術研究の急速な発展と学術情報流通メディアの長足の進歩とによって、大学における教育、研究の手段は大きく変わりつつあります。このような情勢に対処して国家的レベルでの新しい学術情報システムを早急に整備することが課題となり、その具体化がすすめられています。この学術情報システムと利用者との媒介の役割を果たすのが附属図書館であります。

したがって、附属図書館は従来の学習図書館、総合図書館としての機能をより拡大し、時代的要請に適応した新しい機能の充実と発展が求められています。このため附属図書館は、学生、研究者等の情報要求と図書館資料の発展に対応していくために、その管理、運営面での具体的問題の改善を図ることは、もとより重要であり、今日までその努力を続けてまいりましたが、一方、特にその前提となるべき施設、設備の面での整備、充実が緊急の課題であります。

そこで、かねてより附属図書館商議会を中心として種々検討を重ねてまいりました結果、新しい構想の下で図書館を新営する必要があるとの結論に達し、その方向で基本計画の策定に努めるとともに、関係方面にその実現方を要請してまいりました。幸い、文部省は昭和56年度国立大学施設整備事業の一つとして本学附属図書館新営を発表し、これが認められる運びとなりました。このことは待望久しく、また、本学における教育、研究の発展に大きく寄与するものでありますだけに、誠に喜ばしい限りであります。長期にわたって御尽力御協力賜りました各位に厚くお礼申し上げる次第であります。

このたびの附属図書館の新営は、現在地での建替えでありますため、工事期間中移転を余儀なくせざるを得ないのでありますが、この間、事務室、閲覧室、書庫等貸与の便宜をお取計らいただきました各部局に厚くお礼申し上げます。利用者各位には、約2年間にわたり多大の御

不便をおかけすることと存じますが、図書館職員一同できる限りの努力を惜しまない所存でありますので、事情おくみとりのうえ、何卒御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、この機会に附属図書館新営に至りました経緯、特に新営の必要性と新しい図書館構想並びに新営工事に伴う移転措置等について御説明申し上げ関係各位の御理解と御協力を切望する次第であります。

## 京都大学附属図書館新営計画について

### I 附属図書館新営の必要性

大学が教育、研究機関として機能するために、その中核的存在ともいふべき附属図書館の重要性は益々増大し、その整備、充実を図ることが緊急の課題となっている。このため附属図書館にあっては、かねてより長期的展望に立った新しい図書館づくりを構想しつつあるが、この構想実現の一環として、附属図書館建物を新営する必要が生じている。主な事由を示せば次のとおりである。

#### 1. 建築上の限界による新営の必要性

##### (1) 老朽化

現在の建物は昭和11年の不幸な焼失の後、昭和15年1月に着工され、鉄筋コンクリートの外郭は完成したものの、戦時下のため内装、外装とも未仕上げのまま放置され、終戦後の昭和23年2月に内装が施工されて、使用できるようになった。

しかし、戦時中に建築された建物にありがちな弱点から、既にコンクリートの中性化、鉄骨の発錆が進み、壁面、天井のひび割れ、剝離が生じている。かつて行われた構造的な耐力調査の結果では、耐震余力がなく、使用を続けるためには補強が必要であるが、それには相当な費用を必要とし、しかも増改築は危険かつ不可能であるので、このままならば建替えの必要があるとの結論が出されていた。このように建物の老朽化が進み、このままでは耐震性等から危険も予想されるのが実状である。

##### (2) 面積の不足

現在の建物面積は5406㎡であるが、これは本学の規模に比較して非常に狭隘であ

り、基準面積の二分の一にも達していない。このことは閲覧室面積、書庫面積の絶対的不足として端的にあらわれている。閲覧室については、利用状況からみて、かねてその座席の増加が切望されている。また書庫については、はみ出し収容不能となった図書を附属図書館と離れた数個の建物に分散収納し急場をしのいでいる状態にある。また、その建物の中には危険建物もあるのが現状である。

##### (3) 機能的欠点

機能的にはサービスポイントをしぼることが今日の図書館の理想であるが、現在の建物には新時代への対応がなされていない。即ち閲覧室の分在、目録と閲覧室の分離、これを原因とするサービスポイント（カウンター）が5か所になっており、利用上の不便と共に人員配置上支障を来している。

#### 2. 中央図書館としての新しい機能達成のための必要性

本学附属図書館は、京都に特有な近世以前の貴重な書物の収書と学生用図書館としての機能に特色をもち、各専門別図書館は部局図書室に委ねる傾向にあった。しかし、文献情報を整備し、研究・教育の要請に応えるためには部局図書館（室）の機能との調整、全学的な図書館システムの一環となることが必要とされ、更に加えて二次参考資料、境界新領域の図書、全学共通利用図書を附属図書館に備える必要が生じている。この結果、(ア) 学習図書館機能のほかに研究図書館機能をも兼ねること。(イ) 研究図書館にふさわしい資料

を整備すること。(ウ) 一般的傾向として要求の増大している開架図書の拡充を推進することが必要である。

なお、各部局図書館(室)で収納できる図書にはおのずから限度があるので、それを超えるものを附属図書館に保存書庫を設けて収納する必要が増大する。また、日常業務の機械化によって、高度な図書館活動を行うことや学術情報システムの一環を担うにふさわしい設備を完備することが望まれている。

以上述べたとおり現在の建物の維持、増改築は非常に困難であり、業務面でも書庫の満杯、充溢から早急な対策が必要である。また新しい構想を実現して図書館機能を拡充するためには附属図書館に課せられている責任は更に増大しており、これに対する対応は現状の設備では、全く不可能である。

## II 附属図書館における検討経過の概要

附属図書館商議会が図書館「新営」問題を取りあげたのは、昭和48年12月11日開催の商議会が最初である。勿論、それ以前にも図書館の増改築について検討され、その実現のための予算要求を行っている。しかし、いわゆる図書館運営の近代化の動きと本学附属図書館の現状をふまえて、その将来計画の検討が狙上にのぼり、当面の図書館の改善と将来を展望した図書館づくりという視点から、現在の建物を活かして考えるべきか、あるいは新しい構想のもとに建物を造るべきかの問題を正面に据えて、委員会で検討することの必要が提案されたのは、前記商議会をもって嚆矢とする。

そこで昭和49年12月24日、商議会に各部局代表商議員で構成する「附属図書館運営改善に関する委員会」の設置が承認され、翌50年1月20日発足する運びとなった。この委員会に第一小委員会(施設の問題)と第二小委員会(蔵書の問題)の二つの小委員会を付設し、附属図書館の運営改善問題の中で「新営」の問題を検討することとなったのである。以来、第一小委員会は、附属図書館の改築の必要性和位置の問題、中央図書館としての機能と部局図書室との関係等について検討をす

すめ、現状において閲覧室及び書庫を拡張する必要があること。及び現在の位置に新営することが最適であるとの結論を得て、昭和50年9月10日開催の商議会に答申した。商議会はこれをうけて審議の結果、同年11月4日、この答申を了承した。

第一小委員会は、その後も引き続き検討し、「附属図書館の改築と改善に関する意見書」(昭和52年11月1日)をとりまとめ、昭和53年3月27日開催の商議会に提出した。この意見書は、かなり具体的な内容をもち、新営を前提とした図書館近代化の方向を示したものであった。

昭和53年7月4日開催の商議会は、前記第一小委員会の意見書をもとに、具体的な業務上のサービスとそれに伴う施設について検討する委員会の設置が提案され、「施設・サービス委員会」を発足させた。これにより具体的な建築計画の前段階として、新営施設の内容(どのような業務があり、そのためにどのような施設・設備が必要であるか)について検討することとなった。すなわち、附属図書館新営の基本計画が、この委員会によって策定される一方、運営改善に関する委員会は引き続き図書館の新営に伴う諸問題、特に図書館業務の移行措置等について検討をつづけていることから、新営実現への取り組み体制が整えられたことになる。

しかし、新営の実現は財政的には容易でなく、耐用年数の関係からも、直ちに建替えが認められない事情にあることから、昭和54年5月21日開催の商議会では、本館北側建物を残し、南側建物を準危険建物として取こわし、ここに新館を建て、最終的に北側建物が取こわし可能になれば、新館に接続して増築するという案が報告され、新営の早期実現を図るため、この案により概算要求することが了承されたのである。ところがその後、従来の全面建替えの主張が関係当局により認められるとの見通しもできたため、昭和55年10月8日開催の商議会で、要求資料について再検討し、ついで同年12月9日開催の商議会において、現在地に附属図書館を新営することを適当とした昭和50年11月4日の商議会の結論を改めて確認した。

その後も、施設・サービス委員会は、新営問題

について鋭意検討をすすめていたが、Ⅰ、新営の基本方針 Ⅱ、全学図書館システム Ⅲ、附属図書館の機能 Ⅳ、種々の業務処理方式 Ⅴ、新営の建築的要件等を内容とする「京都大学附属図書館新営計画」を昭和56年1月30日に作成し、同年3月27日開催の商議会に提出しその了承を得た。同年5月6日開催の運営改善に関する委員会では、この計画のもとに具体的な作業段階に入ることの了承を得て、これをもとに、当面、最終的な新営計画を詰めているところである。

### Ⅲ 附属図書館新営の構想

附属図書館商議会の下に設置された「施設・サービス委員会」によって検討された附属図書館新営計画のうち、特に今後の附属図書館のあり方、機能の面からする図書館構想は次のとおりである。

#### 1. 新営の基本方針

- (1) 附属図書館は、全学の部局図書館（室）相互の連絡・調整を行うとともに、部局図書館（室）の機能を補完し、また全学的な観点から収集する資料を利用に供することによって、全学図書館システムの重要な一環としての役割を果たす。
- (2) 新営に際して、附属図書館は、学習図書館としての機能を拡充する（開架図書及び閲覧席の増加）とともに、研究図書館としての機能を一層充実・強化する。
- (3) 学術審議会の答申にもとづく全国学術情報システムの形成がその緒についており、京都大学附属図書館は、この学術情報システムの一環として、大学図書館の地域センターの役割を果たす用意を整えている
- (4) コンピュータを導入し、学内の図書館（室）及び地域内の大学図書館に対する図書館情報処理システムの中核となる。
- (5) 北部地区、南部地区、教養部との位置関係及び吉田地区内の部局図書館（室）との位置関係並びに学内交通の幹線との位置関係から、附属図書館を現在地に新築する。

#### 2 全学図書館システム

京都大学の全学図書館システムは、1)中央図書館（附属図書館）、2)部局図書館（室）3)教養部学習図書館によって構成される。

##### (1) 中央図書館

全学の図書館活動の中心として、部局図書館（室）（教養部学習図書館を含む）の連絡・調整にあたり、全学的に共通な図書館活動を行う。

##### (2) 部局図書館（室）

当該部局の専門分野の図書館資料を収集し、その研究に資することを主な目的とするが、その専門の教科に関連する学習用基本図書を用意し、専門学習図書館としての機能を併せもつ。

部局図書館（室）には、ほぼ次の3種がある。

- (i) 部局の枠を越え、専門別のグループとして構成されるもの

（宇治地区研究所共通図書室）

- (ii) 部局単位に構成されるもの

（薬学部、人文科学研究所等の図書室）

- (iii) 教室図書室とそれらを総合・調整する中央図書室によって構成されるもの（理学部及び工学部の図書室）

##### (3) 教養部学習図書館

教養部学生の教科に則した学習基本図書及び教養図書を収集し、必要な場合は複本も用意して学習効果をあげる。また教養部各研究室の図書室の中央図書室としての役割を果たし、各研究室図書室間の連絡・調整にあたり、外部に対しては、部局全体の図書に関する業務の窓口となる。

#### 3 附属図書館の機能

##### (1) 学習図書館としての機能

附属図書館は、全学の学生を対象に学習図書館としての機能を果たす。このために和書を中心に人文・社会科学、自然科学に関する基本図書、指定図書、教職課程用図書並びに教養に資する図書を備え、勉学に適する施設を用意する。このための施設と

しては、開架閲覧室、自由閲覧室、演習室を必要とする。開架閲覧室及び自由閲覧室は夜間も開室する。

(2) 研究図書館としての機能

附属図書館において、これまでに収集してきた、また今後も継続して収集する大型コレクション、二次資料、逐次刊行物、参考図書、特殊資料（註）及び境界領域・学際的領域の資料を全学的な利用に供する。従来、これらの資料を利用するための施設上の配慮が不十分であったので、新営に際して、この点を抜本的に改善する。このための施設としては、参考図書室、雑誌室、特殊資料室、研究個室、教官談話室、貴重書庫、貴重図書閲覧室、書庫を必要とする。

（註） H R A F (Human Relations Area Files)、マイクロ資料、政府刊行物、EC及び国連資料、統計類などをさす。

(3) 総合図書館としての機能

附属図書館は、全学総合目録を備えて全学の図書館資料の有効利用に資することをはじめとして、図書館システムの全学的な連絡・調整をはかる。学内及び地域内の大学図書館の情報処理センターとしての機能を果たす。そのほか、講演会・研究会などのための集会施設及び職員研修のための施設を設ける。これらの機能を果たすため目録ホール、視聴覚関係諸室、展示コーナー、電算機関係諸室、大会議室、消毒室、暗室、調査室を必要とする。

(4) 保存図書館としての機能

附属図書館の蔵書・資料はもちろんのこと、各部局の要望に応じて部局図書館(室)の稀用図書・バックナンバーを収容するために、大規模な書庫及び保存書庫を設ける。

(5) その他

上述の機能を円滑に行うために、玄関ホール、出納ホール、ラウンジ、救護室及びその他の生活関連設備を必要とし、管理面では、館長室、部長室、総務課事務室、給

湯室、会議室、更衣休養室、印刷室、倉庫、整理課事務室、閲覧課事務室、用務員室（受付を含む）、荷解場、シャワー室、車庫及びその他の設備を必要とする。

#### IV 当面の移転措置

附属図書館の新営工事に伴う仮移転については、「附属図書館運営改善に関する委員会」において、特に移転期間中の図書館利用の問題（閲覧室の開設、蔵書の配架、収納など）を中心に協議し、また、附属図書館職員によるワーキング・グループにより移転要領、移転期間中の業務運営上の個別具体的な問題等について検討し、その大綱を次のとおりまとめるに至っている。

ただし、現在のところ新営工事の日程及び移転先の整備に要する期間が不確定であるため、移転日その他については若干変更することがある。

1, 移転作業

- (1) 昭和56年8月1日（土）から定例休館期間を含んで9月14日（月）までに移転準備を終える予定とする。
- (2) 開架閲覧室については、利用者の利便を考慮し、準備期間の最終段階で移転準備を行うものとし、9月12日（土）及び14日（月）を休室にする予定とする。
- (3) (2)以外の蔵書（梱包するものを除く。）については、8月17日（月）から9月14日（月）まで閲覧、貸出しの休止を行う予定とする。
- (4) 8月17日（月）以降に約1か月かけて移転先に移動する予定とする。

2, 新営までの臨時措置

(1) 臨時措置期間

移転開始日から約2年間の予定。（新図書館竣工次第1か月をかけて本移転を行い図書の整理等を行ったうえ開館する。）

(2) 移転先（予定）

|       |            |
|-------|------------|
| 館長室   | } 理学部1号館3階 |
| 事務部長室 |            |
| 総務課   |            |
| 整理課   |            |
|       | 理学部1号館4階   |

〔全学総合目録(和漢書は書名,  
洋書は著者名)カード移設〕

## 閱 覧 課

閲覧貸付掛 }  
参 考 掛 } 法経本館 2 階  
書 庫 掛 }

学術情報掛 附属図書館別館(旧東南  
アジア研究センター) 3  
階

文献複写室 尊攘堂  
〔昭和23年以降の全学総  
合目録(和漢書著者名)  
カード移設〕

開架閲覧室 法経第一教室

(貸出カウンター, 参考室移設  
閲覧席 200席, 参考図書利用席  
8 席, マイクロ・リーダー 2 台  
設置, オプチ・スコープ(弱視  
者用読書機)座席設置  
開架図書 約28,000冊 } 約36,000冊  
参考図書 約8,000冊 } (従前どおり)

会 議 室 他部局にそのつど依頼し  
て借用する。

用 務 員 室 尊攘堂

### (3) 配架図書(利用可能図書)

附属図書館内の蔵書約 492,400冊(事務  
用を除く。)のうち, 部局の協力を得て,  
その約 5 分の 4 にあたる約 394,300 冊につ  
いては, 常時利用し得る状態で移設(配架)  
する。したがって残余の約98,100冊につい  
ては, 梱包して収納することになる。

### (4) 梱包図書

梱包して収納する図書の選別に当っては  
その稀用性, 利用頻度, 重複の有無等から  
総合的に判断し, 最も支障の少ないと予想  
されるものから順次積み上げる方法をとる  
こととした。

梱包の対象にしている図書は次のとおり  
である。

#### イ 和書

医学総記, 医学史, 和漢医学を除く医学

書

(分類 7-03~7-46) 約6,900冊

ロ 洋書(参考図書, 貴重図書, 大型コレク  
ションを除く一般単行書のうち以下の分類  
のもの)

哲学(分類 I-0~I-9) 約5,500冊

宗教(分類 II-1~II-3) 約2,600冊

言語学(分類 III-0~III-9) 約2,000冊

文学(分類 IV-1~IV-9) 約8,500冊

歴史(分類 V-0~V-9) 約3,500冊

ヨーロッパ史(分類 VI-0~VI-10)

約3,500冊

美術・工業(分類 VII-0~VII-9)

約3,200冊

地理・紀行(分類 IX-0~IX-10)

約1,200冊

百科事典等(分類 X-0~X-2,

X-8~X-9) 約5,200冊

#### ハ その他

旧指定書・版次の古い辞書・事典等

(和) 約4,500冊

(洋) 約2,800冊

旧学制下の高等学校要覧等 約1,200冊

特許公報・実用新案公報 約10,400冊

アメリカ研究センター図書 約11,000冊

英国文化センター寄贈図書 約2,300冊

国連資料 約1,200冊

青島軍司令部寄贈図書 約1,600冊

重複雑誌(和) 約7,000冊

(洋) 約5,000冊

学位論文 約9,000冊

合 計 約98,100冊

### (5) 蔵書等の主な移転先

#### イ 開架図書, 参考図書

法経第一教室に設けた開架閲覧室  
約36,000冊

#### ロ その他の配架図書

附属図書館旧書庫 約200,000冊

附属図書館別館 約20,000冊

法経北館書庫地下1階 約80,000冊

法経北館地下機械室 約20,000冊

人文科学研究所附属東洋学文献センター収蔵庫 約20,000冊  
経済研究所書庫 約20,000冊

ハ HRAF (Human Relations Area Files)

人文科学研究所倉庫

ニ 梱包図書

教養部図書館地下荷解室 約70,000冊  
人文科学研究所附属東洋学文献センター収蔵庫 約28,100冊

(6) 補完措置

イ 公用貸出制の活用

梱包の対象となる図書についても利用の希望があり得ると考えられるので、その場合を考慮して公用の範囲を拡大し、「臨時公用貸出制度」を設ける。これは希望図書を部局に貸出し、利用に供するもので、このことについては別途各部局に通知し、その申込みを受け付けるよう取計らっている。(申込期間 6月15日(月)から7月31日(金)まで)

ロ 8月1日(木)からの定例休館日に引き続き、8月17日(月)から9月14日(月)までの閲覧、貸出業務の休止により、利用者に不便をかけるため、これを補う措置として「図書特別貸出制度」を設ける。このことについては、別途、各部局に通知し、その貸出しを行うよう取計らっている。(貸出受付期間 7月1日(水)から7月30日(木)まで)

ハ 相互貸借制度の要請

各国立大学、共同利用機関との間で実施している相互貸借制度をより円滑に行うため、特に東京大学、国文学研究資料館等に格別の協力方を依頼する。

3. 臨時措置期間中の業務計画

移転後のいわゆる臨時措置期間中の業務計画は次のとおりである。

(1) 開館時間

月曜日～金曜日 9時～21時  
土曜日 9時～17時

(従前どおり。)

(2) 図書の閲覧、貸出等

法経第一教室に開設する開架閲覧室に図書出納カウンター、参考業務カウンターを設け、開架図書の閲覧、貸出、参考調査、相互利用(国内外からの図書借用、コピー取寄せ)等従来どおりの業務を行う。

ただし、前記2の(5)のとおり書庫が分散するため、閲覧、貸出しの申込みに即座に応じ得ない状態となることから、申込み後若干の時間を置いて利用に供する措置を講じざるを得ないこととなる。この出納の方法並びに庫内検索の問題については、目下検討中であり、別途、利用者に周知するものとする。

(3) 目録の検索

全学総合目録のうち和漢書名カード及び洋書著者名カードを理学部1号館4階の整理課内に移設する。昭和23年以降の和漢書著者名目録カードは本部構内尊攘堂に置くほか、閲覧室内の図書貸出カウンターと閲覧課、整理課との連携を密にして、でき得る限りの便宜を供与するものとする。

(4) 雑誌室の開設

附属図書館別館3階に雑誌室を移設し、従来どおりの業務を行う。

(5) 文献複写室

尊攘堂に文献複写室を移設し、従来どおりの業務を行う。

以上、附属図書館商議会を中心とする検討をもとに、新営計画の概要をとりまとめるとともに、昭和56年度予算により附属図書館の新営(地上4階、地下2階、延面積約14,000㎡)が認められたことから、当面の移転措置について述べたが、具体的な建築計画については、商議会の議を経た方針に沿って、施設部で技術的専門の見地からの細部にわたる検討がすすめられており、また、附属図書館にあっては、主として図書館活動の面からの具体的問題について調整中である。これらの検討を経て平面図が作成され、建築計画が確定され

る運びとなる。このことについては、追って公表  
する予定である。